

教育委員会所管教育費の性質別および財源別内訳

(単位千円・%)

	昭和31年度決算額	構成比	昭和32年度(12月現在)					
			予算額	構成比	国 支 出	庫 金	その他特 定財 源	起 債
I 消費的経費	5,492,742	96.20	6,211,096	95.76	2,241,439	420,568	(34,000)	3,549,089
1 人件費	5,353,490	93.77	6,054,512	93.34	2,209,920	410,191	(34,000)	3,434,401
基 本 の 手 当 料 他	3,827,784	67.04	4,293,447	66.19	1,675,198	348,857	—	2,269,392
退 職 の 手 当 料 他	988,405	17.31	1,198,023	18.45	468,501	—	—	729,522
恩 給 の 手 当 料 他	128,700	2.25	122,296	1.89	46,075	—	(34,000)	76,221
そ の 他	274,641	4.81	303,000	4.67	19,022	61,334	—	222,644
2 物件費	133,960	2.35	136,846	2.11	1,124	—	—	135,722
交 際 費	127,941	2.24	137,896	2.13	30,032	7,037	—	100,827
旅 費	250	0.00	250	0.00	—	—	—	250
修 繕 費	60,787	1.06	67,407	1.04	23,423	1,061	—	42,923
食 料 費	5,791	0.10	6,580	0.10	—	30	—	6,550
其 他 の 需 要 費	1,088	0.02	1,001	0.02	4	6	—	991
3 その他	60,025	1.05	62,658	0.97	6,605	5,940	—	50,113
貸 付 金 及 予 託 金	11,311	0.20	18,688	0.29	1,487	3,340	—	13,861
補 助 金	976	0.02	5,082	0.08	3,340	—	—	1,748
寄 附 金	9,398	0.16	11,968	0.18	1,487	—	—	10,481
そ の 他	917	0.02	953	0.01	—	—	—	953
そ の 他	20	0.00	679	0.01	—	—	—	679
II 投資的経費	216,718	3.80	275,276	4.24	23,033	89,500	29,000	133,743
1 普通建設事業	186,318	3.26	239,176	3.69	23,033	87,000	—	129,143
2 災害復旧事業	30,400	0.53	36,100	0.56	2,500	29,000	29,000	4,600
計	5,709,460	100	6,486,372	100	2,264,472	510,068	29,000	3,682,832

註 ( ) 内の起債は一般財源に重複計上してある。

### 第三章 学校教育

#### 第一節 教職員の人事をどう進めたか

##### 一 小・中学校

昭和三十二年度末小中学校教職員人事異動は、新憲法施行により県費負担教職員の任命権が県教育委員会の権限のもとで行われる第二回目のものであるだけに県民から大きな期待と関心がよせられた。

県教育委員会は、左記のような年度末人事に関する方針を決定し、市町村教育委員会と提携協力、緊密な連絡のもとにその実現に努力した。

##### (1) 昭和三十二年度末小中学校教職員の人事に関する方針

県教育委員会は、市町村教育委員会と提携協力のもとに県下全域の教育向上を期し、左の方針に基づき、年度末人事を行う。

##### 一、一般方針

- 1 教育の能率向上と刷新充実を期するため、教職員組織の適正化を図る。
- 2 教職員組織における学校差並びに地域差をなくすることに努める。
- 3 免許状別・性別・年令別構成・給与平均額等の不均衡を是正する。
- 4 都市と農村及びへき地との交流並びに学校種別間の交流を行う。

- 4 交流については、個人の希望も考慮するが、教育効果第一の立場をとる。
- 5 新採用者配置の適正を期する。

##### 二、交流について

- 1 校長の交流についてはその職の重要性を考慮し適正を期する。
  - 2 上席教員の交流に務める。
  - 3 同一校相当年数勤務者の適正な交流を行う。
  - 4 交流に当たっては移動範囲を努めて拡大する。
  - 5 現職在職二年未満の教職員については、原則として自己便宜による交流は認めない。
  - 6 二親等以内の者の同一校勤務は原則としてさける。
- ##### 三、新採用について
- 1 校長については資格・人物・実務健康・家庭環境等に基いて厳密に選考し、有能適格と認められた者のうちから採用する。
  - 2 教員については、厳選して適格者を得るようにする。
  - 3 他の都道府県に在職中の者を採用する場合は前二項に準ずる。
  - 4 事務職員については、教員の採用に準じ適格者を得ることに努める。
- ##### 四、昇任について